

株主各位

第 200 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

連 結 注 記 表 個 別 注 記 表

(2015 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日まで)

「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第 17 条の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主のみなさまに提供しております。



1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 37社

主要な連結子会社の名称：メタコート工業(株)、(株)福島ニチアス、ニチアスセラテック(株)、竜田工業(株)、(株)堺ニチアス、(株)ニチアスセムクリート、NICHIAS FGS SDN.BHD.、蘇州霓佳斯工業製品有限公司

なお、当連結会計年度より、重要性が増したNICHIAS (SHANGHAI) TRADING CO.,LTD.、NICHIAS (SHANGHAI) AUTOPARTS TRADING CO., LTD.、及びNAX MFG, S.A. DE C.V.を連結の範囲に含めております。

② 主要な非連結子会社の名称

蘇州霓佳斯密封材料有限公司

NICHIAS INDUSTRIAL PRODUCTS PRIVATE LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社15社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の数 なし

② 持分法を適用した関連会社の数 2社 東絶工業(株) 他1社

③ 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称

(1) ② 主要な非連結子会社で掲げた2社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも少額であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

 その他有価証券 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. たな卸資産

 商品及び製品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

 仕掛品

同上

 原材料及び貯蔵品

同上

 未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は主に定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	4～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績より算出した実績繰入率に基づき計算された額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ. 完成工事補償引当金

施工した工事のアフターサービス費用に備えるため、補償期間内の補償費用見積額に基づき計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。なお、当社は平成19年6月28日開催の定時株主総会における退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の決議に基づき、同定時株主総会終結時までの在任期間に対応する要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を採用しております。

ロ. その他の工事

工事完成基準を採用しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

ハ. ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内規に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動によるリスクをヘッジしております。

二. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、個々の投資案件に応じた適切な期間で償却しております。

⑨ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更等に関する注記

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第十五号）」、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第十三号）」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.34%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.66%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が77百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が89百万円、その他有価証券評価差額金が84百万円、退職給付に係る調整累計額（借方）が72百万円それぞれ増加しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 95,255百万円

(2) 保証債務等

- ① 連結会社以外の会社等の金融機関からの借入金等に対し次のとおり保証を行っております。

上海五友汽车零部件有限公司	460百万円
NICHIAS INDUSTRIAL PRODUCTS PRIVATE LTD.	195百万円
従業員	8百万円
計	664百万円

- ② 手形流動化に伴う買戻し義務限度額 537百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
(株)君津ロックウール (千葉県君津市)	ロックウール製品 の製造	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 等	3,111 百万円

当社グループは、原則として事業別及び工場別に資産のグループ化を行っております。

当連結会計年度において、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（3,111百万円）として特別損失に計上しました。減損損失の内訳は、建物及び構築物891百万円、機械装置及び運搬具1,762百万円、その他457百万円であります。

当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.0%で割り引いて算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 132,804,711株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

平成27年6月26日開催の定時株主総会決議による普通株式の配当に関する事項

イ. 配当金の総額	1,086百万円
ロ. 1株当たり配当額	9円
ハ. 基準日	平成27年3月31日
ニ. 効力発生日	平成27年6月29日
ホ. 配当の原資	利益剰余金

平成27年11月9日開催の取締役会決議による普通株式の配当に関する事項

イ. 配当金の総額	1,184百万円
ロ. 1株当たり配当額	9円
ハ. 基準日	平成27年9月30日
ニ. 効力発生日	平成27年12月4日
ホ. 配当の原資	利益剰余金

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月29日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する議案を次のとおり提出いたします。

イ. 配当金の総額	1,592百万円
ロ. 1株当たり配当額	12円
	(うち普通配当9円・記念配当3円)
ハ. 基準日	平成28年3月31日
ニ. 効力発生日	平成28年6月30日
ホ. 配当の原資	利益剰余金

(3) 当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数等

2017年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	4,666,545株
新株予約権の残高	515個

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、運転資金及び設備資金について必要な資金を金融機関からの借入または社債発行により調達しており、一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブにつきましては金利の変動リスクを回避する為に利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金、ならびに完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されており、非上場株式については当該企業の財務状況の悪化等によるリスクを有しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、ならびに未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金、社債及び新株予約権付社債は、主に運転資金、設備資金に必要な資金の調達を目的としており、返済日及び償還日は決算日後、最長で3年3ヶ月であります。このうち一部の長期借入金は変動金利であるため金利変動のリスクに晒されておりますが、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ⑦重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。なお、ヘッジの有効性の評価は、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって省略しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	20,352	20,352	-
(2) 受取手形及び売掛金	37,889	37,889	-
(3) 完成工事未収入金	16,453	16,453	-
(4) 投資有価証券	10,391	10,391	-
資 産 計	85,087	85,087	-
(1) 支払手形及び買掛金	25,878	25,878	-
(2) 短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	14,197	14,205	7
(3) 未払金	4,416	4,416	-
(4) 未払法人税等	2,593	2,593	-
(5) 社債	8,000	8,094	94
(6) 新株予約権付社債	2,575	3,215	640
(7) 長期借入金	300	300	0
負 債 計	57,961	58,704	743
デリバティブ取引	-	-	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、ならびに (3) 完成工事未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

これらの時価については取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(3) 未払金、ならびに (4) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 短期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

1年内返済予定の長期借入金については、(7)長期借入金と同様の方法により算定しております。

その他については、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 社債、ならびに (6) 新株予約権付社債

当社の発行している社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を、新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (7) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており (下記デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております (上記負債(7)参照)。

(注2) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 2,144百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」に含めておりません。

8. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	639円55銭
(2) 1 株当たり当期純利益	51円88銭

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

①自己株式の取得を行う理由	資本効率の向上と株主還元を目的として自己株式を取得いたします。
②取得対象株式の種類	当社普通株式
③取得しうる株式の総数	3,000,000株（上限）
④株式の取得価額の総額	1,500百万円（上限）
⑤取得期間	平成28年5月10日～平成28年7月29日
⑥取得方法	東京証券取引所における市場買付

10. その他の注記

該当事項はありません。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ たな卸資産

商品及び製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

同上

原材料及び貯蔵品

同上

未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（平成10年4月1日以降取得の建物（附属設備を除く）は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物3～50年、機械及び装置4～10年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績より算出した実績繰入率に基づき計算された額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 完成工事補償引当金

施工した工事のアフターサービス費用に備えるため、補償期間内の補償費用見積額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。なお、平成19年6月28日開催の定時株主総会における退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の決議に基づき、同定時株主総会終結時までの在任期間に対応する要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を採用しております。

ロ. その他の工事

工事完成基準を採用しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内規に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動によるリスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	59,749百万円
(2) 保証債務等	
① 他社等の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。	
上海五友汽车零部件有限公司	460百万円
THAI NICHIAS ENGINEERING CO.,LTD.	209百万円
NICHIAS INDUSTRIAL PRODUCTS PRIVATE LTD.	195百万円
NICHIAS (SHANGHAI) TRADING CO.,LTD.	11百万円
従業員	8百万円
計	886百万円
② 手形流動化に伴う買戻し義務限度額	537百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	10,655百万円
長期金銭債権	6,960百万円
短期金銭債務	10,099百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高		
営業取引による取引高	売上高	13,353百万円
	仕入高	54,329百万円
営業取引以外の取引高	収 益	2,617百万円
	費 用	11百万円
(2) 関係会社貸倒引当金繰入額		

関係会社貸倒引当金繰入額は当社子会社である(株)君津ロックウールへの長期貸付金に対して貸倒引当金を計上したものであります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普 通 株 式	4,338,314株	35,891株	4,313,553株	60,652株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 35,891株

減少数の内訳は次のとおりであります。

転換社債型新株予約権付社債の権利行使による減少 4,313,153株

単元未満株式の買増請求に応じたことによる減少 400株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)

① 流動資産

繰延税金資産

賞与引当金 517

未払金 189

未払事業税 119

その他 217

計 1,044

② 固定資産及び固定負債

繰延税金資産

貸倒引当金 2,073

退職給付引当金 691

減損損失 676

投資有価証券評価損 385

関係会社株式評価損 348

その他 174

小計 4,349

評価性引当額 △3,278

計 1,070

繰延税金負債	
退職給付信託設定益	△922
その他有価証券評価差額金	△1,544
その他	△46
計	△2,514
繰延税金負債の純額	△1,443

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第十五号）」、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第十三号）」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.34%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.66%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が34百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が50百万円、その他有価証券評価差額金が84百万円それぞれ増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属 性	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) の 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百 万 円)	科 目	期 末 残 高 (百 万 円)
子 会 社	メ タ コ ー ト 工 業 株 式 会 社	所有 直接100.0%	製 品 の 仕 入 役 員 の 兼 任	製 品 の 仕 入 (注1)	13,254	買掛金	1,348
				グ ル ー プ フ ァ イ ナ ン ス (注2)	△930	短期借入金	1,040
子 会 社	株 式 会 社 君 津 ロ ッ ク ウ ール	所有 直接80.0%	資 金 の 援 助	資 金 の 貸 付 (注2)	673	長期貸付金 (注3)	6,940
子 会 社	PT. NICHAS ROCKWOOL INDONESIA	所有 直接99.9%	資 金 の 援 助 役 員 の 兼 任	資 金 の 返 済 (注2)	△94	短期貸付金	1,312

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。

(注2) 子会社に対する貸付金及び借入金の利息については、市場金利を勘案して決定しております。

(注3) (株)君津ロックウールへの貸付金に対し、6,762百万円の貸倒引当金を計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

514円11銭

(2) 1株当たり当期純利益

10円77銭

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| ①自己株式の取得を行う理由 | 資本効率の向上と株主還元を目的として自己株式を取得いたします。 |
| ②取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ③取得しうる株式の総数 | 3,000,000株（上限） |
| ④株式の取得価額の総額 | 1,500百万円（上限） |
| ⑤取得期間 | 平成28年5月10日～平成28年7月29日 |
| ⑥取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

10. その他の注記

該当事項はありません。